



平成19年12月6日
内閣府（防災担当）

**「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案」及び
「被災者生活再建支援法施行令の一部を改正する政令案」について**

1. 「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案」の概要

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律（平成19年法律第114号）の施行期日を、平成19年12月14日（金）とする（なお、下記政令案も同日付で施行する。）

2. 「被災者生活再建支援法施行令の一部を改正する政令案」の概要

（1）支援金の支給に係る自然災害の追加（第1条第4号関係）

法第2条第2号の政令で定める自然災害について、全壊10世帯以上の被害等が発生した市町村を含む都道府県内で、全壊5世帯以上の被害が発生した市町村（人口10万未満）を追加する。

（2）支援金の支給の申請（第4条関係）

法第5条の政令で定める支援金の申請期間等について、下記のとおり定める。

支援金の支給の申請は、当該支援金の支給に係る自然災害が発生した日から起算して13月（住宅を建設・購入、補修、賃借する世帯に対する最大200万円の支援金の支給の申請については37月）を経過する日までに、申請書に、必要な書面を添えて、都道府県に提出しなければならないこととする。

都道府県は、やむを得ない事情により被災世帯の世帯主が上記の申請期間内に申請することができないと認めるときは、その期間を延長できることとする。

（3）その他所要の規定の整備

法及び上記政令案の施行に伴い、被災者生活再建支援法施行規則についても所要の改正を行い、法の施行期日と同日付で施行する。

<参考>

- ・閣 議 12月7日（金）（予定）
- ・公 布 12月12日（水）（予定）

問い合わせ先

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（災害復旧・復興担当）付
塩本、仲島
TEL 3501-5191（直通）

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案要綱

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行期日は、平成十九年十二月十四日とすること。

政令第 号

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、被災者生活再建支援法の一部を改正する法律（平成十九年法律第百十四号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行期日は、平成十九年十二月十四日とする。

理由

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案参照条文

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律（平成十九年十一月十六日法律第百十四号）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律要綱

第一 目的の改正（第一条関係）

被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給制度の充実を図ることに伴い、法律の目的を、「自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資すること」に改めるものとする。

第二 被災世帯の定義の改正（第二条関係）

被災世帯とは、政令で定める自然災害により被害を受けた世帯であって一から四までに掲げるものをいうものとする。

- 一 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯
- 二 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体される

に至った世帯

三 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯

四 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であつて構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（二及び三に掲げる世帯を除く。第三において「大規模半壊世帯」という。）

第三 支援金の支給要件及び支給内容の見直し（第三条関係）

一 都道府県は、当該都道府県の区域内において被災世帯となつた世帯の世帯主に対し、当該世帯主の申請に基づき、支援金の支給を行うものとする。

二 被災世帯（被災世帯であつて自然災害の発生時においてその属する者の数が一である世帯（五において「単数世帯」という。）を除く。以下第三において同じ。）の世帯主に対する支援金の額は、百万円

(大規模半壊世帯にあつては、五十万円)に、当該被災世帯が1から3までの一に掲げる世帯であるときは、それぞれ、1から3までに定める額を加えた額とするものとする。

1 その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 二百万円

2 その居住する住宅を補修する世帯 百万円

3 その居住する住宅(公営住宅法第二条第二号に規定する公営住宅を除く。)を賃借する世帯 五十万円

三 二にかかわらず、被災世帯が、同一の自然災害により二の1から3までのうち二以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、百万円(大規模半壊世帯にあつては、五十万円)に二の1から3までに定める額のうち最も高いものを加えた額とするものとする。

四 二及び三にかかわらず、第二の三に該当する被災世帯であつて政令で定める世帯の世帯主に対する支援金の額は、三百万円を超えない範囲内で政令で定める額とするものとする。

五 単数世帯の世帯主に対する支援金の額については、二から四までによる額の四分の三とすること。

第四 施行期日等(附則関係)

一 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 この法律による改正後の支援金の支給制度は、この法律の公布の日（以下「公布日」という。）以後に生じた自然災害に係る支援金の支給について適用し、公布日前に生じた自然災害に係る支援金の支給については、なお従前の例によるものとする。

三 二にかかわらず、平成十九年能登半島地震による自然災害、平成十九年新潟県中越沖地震による自然災害、平成十九年台風第十一号及び前線による自然災害又は平成十九年台風第十二号による自然災害により被災世帯となった世帯の世帯主が公布日以後に申請を行った場合における支援金の支給については、この法律による改正後の支援金の支給制度によるものとする。

四 その他所要の規定の整備を行うものとする。

被災者生活再建支援法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 支援金の支給に係る自然災害

自然災害によりその区域内のいずれかの市町村の区域において災害救助法施行令の規定に該当する被害又は十以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域内の他の市町村（人口十万未満のものに限る。）の区域であつて、その自然災害により五以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害を追加するものとする事。

（第一条第四号関係）

第二 構造耐力上主要な部分

法第二条第二号二の政令で定める基礎、基礎ぐい、壁、柱等は、建築基準法施行令第一条第三号に定めるものとする事。

（第二条関係）

第三 特定長期避難世帯に係る支援金の額の特例

- 一 法第三条第四項の政令で定める世帯は、1及び2に掲げる世帯（同条第二項第一号に掲げる世帯であるものを除く。以下「特定長期避難世帯」という。）とするものとする事。（第三条第一項関係）
- 1 当該自然災害について災害対策基本法の規定による避難勧告等がその区域の全部について行われた

市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に当該避難勧告等が行われた時に居住していた者が属する世帯で当該避難勧告等が行われている期間が通算して三年を経過したもののうち、当該市町村の区域の全部又は一部について同法の規定による公示がされた日から起算して二年以内に当該市町村の区域内に再度居住することとしているもの

2 当該自然災害について災害対策基本法の規定による立入制限等がその区域の全部について行われた市町村の区域内に当該立入制限等が行われた時に居住していた者が属する世帯で当該立入制限等が行われている期間が通算して三年を経過したもののうち、当該市町村の区域の全部又は一部が警戒区域でなくなった日から起算して二年以内に当該市町村の区域内に再度居住することとしているもの

二 法第三条第四項の政令で定める額は、同条第二項の規定による額（同条第三項に規定する場合にあつては、同項の規定による額）に七十万円を加えた額（その額が三百万円を超えるときは、三百万円）とするものとする。

（第三条第二項関係）

三 一及び二は、法第二条第二号八に該当する単数世帯について準用するものとし、必要な読替えをするものとする。

（第三条第三項関係）

第四 支援金の支給の申請

一 法第三条第一項の規定による支援金（同条第二項各号（同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。二において同じ。）に定める額及び第三の二（第三の三において読み替えて準用する場合を含む。三において同じ。）の規定による加算額に係る部分を除く。）の支給の申請は、当該支援金の支給に係る自然災害が発生した日から起算して十三月を経過する日までに、申請書に、当該世帯が被災世帯であることを証する書面等を添えて、これを都道府県（当該都道府県が法第四条第一項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を支援法人に委託した場合にあつては、当該支援法人。以下第四において同じ。）に提出してしなければならないものとする。こと。（第四条第一項関係）

二 法第三条第一項の規定による支援金（同条第二項各号に定める額に係る部分に限る。）の支給の申請は、当該支援金の支給に係る自然災害が発生した日から起算して三十七月を経過する日までに、申請書に、同条第二項各号に掲げる世帯に該当することを証する書面等を添えて、これを都道府県に提出してしなければならないものとする。こと。（第四条第二項関係）

三 法第三条第一項の規定による支援金（第三の二に規定する加算額に係る部分に限る。）の支給の申請

は、当該避難勧告等又は立入制限等が行われている期間が通算して三年を経過した日から起算して十三月を経過する日までに、申請書に、当該世帯が特定長期避難世帯であることを証する書面等を添えて、これを都道府県に提出してしなければならないものとする。

（第四条第三項関係）

四 一から三までの規定にかかわらず、都道府県は、被災地における危険な状況の継続その他やむを得ない事情により被災世帯の世帯主が一から三までの規定に規定する期間内に法第三条第一項の規定による支援金の支給の申請をすることができないと認めるときは、その期間を延長することができるものとする。

（第四条第四項関係）

第五 附則関係

一 この政令は、被災者生活再建支援法の一部を改正する法律（平成十九年法律第百十四号）の施行の日から施行するものとする。

（附則第一項関係）

二 その他所要の規定の整備を行うものとする。

（附則第二項関係）

政令第 号

被災者生活再建支援法施行令の一部を改正する政令

内閣は、被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第二条第二号、第三条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第五条の規定に基づき、この政令を制定する。

被災者生活再建支援法施行令（平成十年政令第三百六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「（支援金の支給に係る自然災害）」に改め、同条第四号中「自然災害により五以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した」を「第三号又は前号に規定する都道府県の区域に隣接する都道府県の区域内の」に、「前三号に規定する区域に隣接する」を「第一号から第三号までに規定する区域のいずれかに隣接し、かつ、その自然災害により五以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 自然災害によりその区域内のいずれかの市町村の区域において第一号又は第二号に規定する被害が発生した都道府県の区域内の他の市町村（人口十万未満のものに限る。）の区域であつて、その自然災害により五以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害

第二条から第四条までを次のように改める。

(構造耐力上主要な部分)

第二条 法第二条第二号二の政令で定める基礎、基礎ぐい、壁、柱等は、建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第一条第三号に定めるものとする。

(特定長期避難世帯に係る支援金の額の特例)

第三条 法第三条第四項の政令で定める世帯は、次に掲げる世帯(同条第二項第一号に掲げる世帯であるものを除く。以下「特定長期避難世帯」という。)とする。

一 当該自然災害について災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第六十条第一項若しくは第五項の規定による立退きの勧告若しくは指示又は同法第六十一条第一項の規定による立退きの指示(以下「避難勧告等」という。)がその区域の全部について行われた市町村(特別区を含む。以下同じ。)

()の区域内に当該避難勧告等が行われた時に居住していた者が属する世帯で当該避難勧告等が行われている期間が通算して三年を経過したもののうち、当該市町村の区域の全部又は一部について同法第六十条第四項(同法第六十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定による公示がされた日から起

算して二年以内に当該市町村の区域内に再度居住することとしているもの

二 当該自然災害について災害対策基本法第六十三条第一項（同条第三項において準用する場合を含む）。

（若しくは第二項の規定による警戒区域への立入りの制限若しくは禁止又は警戒区域からの退去の命令（以下「立入制限等」という。）がその区域の全部について行われた市町村の区域内に当該立入制限等が行われた時に居住していた者が属する世帯で当該立入制限等が行われている期間が通算して三年を経過したものうち、当該市町村の区域の全部又は一部が警戒区域でなくなった日から起算して二年以内に当該市町村の区域内に再度居住することとしているもの

2 法第三条第四項の政令で定める額は、同条第二項の規定による額（同条第三項に規定する場合にあつては、同項の規定による額）に七十万円を加えた額（その額が三百万円を超えるときは、三百万円）とする。

3 前二項の規定は、法第二条第二号八に該当する単数世帯について準用する。この場合において、第一項中「同条第二項第一号」とあるのは「同条第五項において読み替えて準用する同条第二項第一号」と、前項中「同条第二項」とあるのは「同条第五項において読み替えて準用する同条第二項」と、「同条第三項」とあるのは「同条第五項において読み替えて準用する同条第三項」と、「七十万円」とあるのは「五十

「二百五十万円」と、「三百万円」とあるのは「二百二十五万円」と読み替えるものとする。

（支援金の支給の申請）

第四条 法第三条第一項の規定による支援金（同条第二項各号（同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額及び前条第二項（同条第三項において読み替えて準用する場合を含む。第三項において同じ。）の規定による加算額に係る部分を除く。）の支給の申請は、当該支援金の支給に係る自然災害が発生した日から起算して三月を経過する日までに、申請書に、当該世帯が被災世帯であることを証する書面その他内閣府令で定める書面を添えて、これを都道府県（当該都道府県が法第四条第一項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を支援法人に委託した場合にあつては、当該支援法人。以下この条において同じ。）に提出してしなければならない。

2 法第三条第一項の規定による支援金（同条第二項各号に定める額に係る部分に限る。）の支給の申請は、当該支援金の支給に係る自然災害が発生した日から起算して三十七月を経過する日までに、申請書に、同条第二項各号に掲げる世帯に該当することを証する書面その他内閣府令で定める書面を添えて、これを都道府県に提出してしなければならない。

3 法第三条第一項の規定による支援金（前条第二項に規定する加算額に係る部分に限る。）の支給の申請は、当該避難勧告等又は立入制限等が行われている期間が通算して三年を経過した日から起算して三月を経過する日までに、申請書に、当該世帯が特定長期避難世帯であることを証する書面その他内閣府令で定める書面を添えて、これを都道府県に提出してしなければならない。

4 前三項の規定にかかわらず、都道府県は、被災地における危険な状況の継続その他やむを得ない事情により被災世帯の世帯主がこれらの規定に規定する期間内に法第三条第一項の規定による支援金の支給の申請をすることができないと認めるときは、その期間を延長することができる。

第五条を削り、第六条を第五条とする。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、被災者生活再建支援法の一部を改正する法律（平成十九年法律第百十四号）の施行の日（平成十九年十二月十四日）から施行する。

（内閣府本府組織令の一部改正）

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号ヲ中「第三条」を「第三条第一項」に改める。

理 由

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行に伴い災害対策基本法の規定による立退きの勧告等がその区域の全部について行われた市町村の区域内に当該勧告等が行われた時に居住していた者が属する一定の世帯の世帯主に対する支援金の額の特例を定めるとともに、支援金の支給に係る自然災害の範囲を拡大する等の必要があるからである。

改 正 案

（支援金の支給に係る自然災害）

第一条 被災者生活再建支援法（以下「法」という。）第二条第二号の政令で定める自然災害は、次の各号のいずれかに該当する自然災害とする。

- 一 自然災害により災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第一条第一項第一号又は第二号のいずれかに該当する被害（同条第二項の規定により同条第一項第一号又は第二号のいずれかに該当することとなるものを含む。）が発生した市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市又は当該市の区とする。以下この条において同じ。）の区域に係る当該自然災害
- 二 自然災害により十以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る当該自然災害
- 三 自然災害により百以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る当該自然災害
- 四 自然災害によりその区域内のいずれかの市町村の区域において第一号又は第二号に規定する被害が発生した都道府県の区域内の他の市町村（人口十万未満のものに限る。）の区域であつて、その自然災害により五以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害
- 五 第三号又は前号に規定する都道府県の区域に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口十万未満のものに限る。）の区域であつて、第一号から第三号までに規定する区域のいずれかに隣接し、かつ、その自然災害により五以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害

災害

現 行

（政令で定める自然災害）

第一条 被災者生活再建支援法（以下「法」という。）第二条第二号の政令で定める自然災害は、次の各号のいずれかに該当する自然災害とする。

- 一 自然災害により災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第一条第一項第一号又は第二号のいずれかに該当する被害（同条第二項の規定により同条第一項第一号又は第二号のいずれかに該当することとなるものを含む。）が発生した市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市又は当該市の区とする。以下この条において同じ。）の区域に係る当該自然災害
- 二 自然災害により十以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る当該自然災害
- 三 自然災害により百以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る当該自然災害
- 四 自然災害により五以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口十万未満のものに限る。）の区域であつて、前三号に規定する区域に隣接するものに係る当該自然災害

(構造耐力上主要な部分)

第二条 法第二条第二号二の政令で定める基礎、基礎ぐい、壁、柱等は、建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第一条第三号に定めるものとする。

(政令で定める世帯)

第二条 法第二条第二号の政令で定める世帯は、次に掲げるものとする。

一 その居住する住宅が半壊し、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯

二 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯

三 その居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。)の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯(前二号に掲げる世帯を除く。以下「大規模半壊世帯」という。)

(特定長期避難世帯に係る支援金の額の特例)

第三条 法第三条第四項の政令で定める世帯は、次に掲げる世帯(同条第一項第一号に掲げる世帯であるものを除く。以下「特定長期避難世帯」という。)とする。

(政令で定める経費)

第三条 大規模半壊世帯以外の被災世帯(以下「全壊世帯」という。)の世帯主に対する支援金に係る法第三条の政令で定める経費は、自立した生活を開始するために必要な経費であつて次に掲げるものとする。

一 被災世帯の生活に通常必要な物品で内閣府令で定めるものの購入費又は修理費

二 被災世帯の居住する地域又は被災世帯に属する者の特別な事情により当該被災世帯の生活に必要な物品で内閣府令で定めるものの購入費又は修理費

三 第一条各号に掲げる自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の当該負傷又は疾病の治療のための医療に要する費用で当該自然災害が発生した日から起算して内閣府令で定める期間を経過する日までの間に支

一 当該自然災害について災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第六十条第一項若しくは第五項の規定による立退きの勧告若しくは指示又は同法第六十一条第一項の規定による立退きの指示(以下「避難勧告等」という。)がその区域の全部について行われた市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内に当該避難勧告等が行われた時に居住していた者が属する世帯で当該避難勧告等が行われている期間が通算して三年を経過したもののうち、当該市町村の区域の全部又は一部について同法第六十条第四項(同法第六十一条第三項において準用する場合を含

む。()の規定による公示がされた日から起算して二年以内に当該市町村の区域内に再度居住することとしているもの

二 当該自然災害について災害対策基本法第六十三条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)(若しくは第二項の規定による警戒区域への立入りの制限若しくは禁止又は警戒区域からの退去の命令)(以下「立入制限等」という。)(がその区域の全部について行われた市町村の区域内に当該立入制限等が行われた時に居住していた者が属する世帯で当該立入制限等が行われている期間が通算して三年を経過したもののうち、当該市町村の区域の全部又は一部が警戒区域でなくなった日から起算して二年以内に当該市町村の区域内に再度居住することとしているもの

2 法第三条第四項の政令で定める額は、同条第二項の規定による額(同条第三項に規定する場合にあっては、同項の規定による額)に七十万円を加えた額(その額が三百万円を超えるときは、三百万円)とする。

3 前二項の規定は、法第二条第二号八に該当する単数世帯について準用する。この場合において、第一項中「同条第二項第一号」とあるのは「同条第五項において読み替えて準用する同条第二項第一号」と、前項中「同条第二項」とあるのは「同条第五項において読み替えて準用する同条第二項」と、「同条第三項」とあるのは「同条第五項において読み替えて準用する同条第三項」と、「七十万円」とあるのは「五十二万五千円」と、「三百万円」とあるのは「二百二十五万円」と読み替えるものとする。

払われるもの

四 住居の移転に通常必要な移転費(次号に掲げるものを除く。)

五 被災世帯に属する者の住居の移転のための交通費

六 住宅を賃借する場合における当該住宅の借家権の設定の対価

七 住宅(公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第一条第二号に規定する公営住宅を除く。次項第一号において同じ。)(を賃借する場合における当該住宅の家賃

八 住宅の再建設(全壊世帯が従前居住していた住宅(以下この号において「従前住宅」という。)(の存していた土地(土砂災害の発生のおそれその他のやむを得ない事由により当該土地に住宅を建設することができない場合)にあっては、当該土地以外の土地)の全部又は一部に新たに住宅を建設することをいう。)(のため必要な従前住宅の解体、従前住宅から発生した廃棄物の撤去及び整地に要する費用

九 住宅の建設又は購入のための借入金その他の債務に係る利息及び債務保証料

十 住宅の建設が完了し、又は住宅の購入をするまでの間一時的な居住の用に供する仮設住宅その他の物件又は施設の利用料

十一 第六号から前号までに掲げるもののほか、住宅の賃借、建設又は購入に必要な経費であつて内閣府令で定めるもの

2 大規模半壊世帯の世帯主に対する支援金に係る法第三条の政令で定める経費は、自立した生活を開始するために必要な経費であつて次に掲げるものとする。

一 住宅を賃借する場合における当該住宅の家賃

二 住宅の補修のため必要な当該住宅の一部の除却、当該住宅から発生した廃棄物の撤去及び整地に要する費用

三 住宅の補修、建設又は購入のための借入金その他の債務に係る利息及び債務保証料

(支援金の支給の申請)

第四条 法第三条第一項の規定による支援金(同条第二項各号)同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。()に定める額及び前条第二項(同条第三項において読み替えて準用する場合を含む。第三項において同じ。)の規定による加算額に係る部分を除く。()の支給の申請は、当該支援金の支給に係る自然災害が発生した日から起算して十二月を経過する日までに、申請書に、当該世帯が被災世帯であることを証する書面その他内閣府令で定める書面を添えて、これを都道府県(当該都道府県が法第四条第一項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を支援法人に委託した場合にあっては、当該支援法人。以下この条において同じ。)に提出してしなければならない。

2) 法第三条第一項の規定による支援金(同条第二項各号に定める額に係る部分に限る。()の支給の申請は、当該支援金の支給に係る自然災害が発生した日から起算して三十七月を経過する日までに、申請書に、同条第二項各号に掲げる世帯に該当することを証する書面その他内閣府令で定める書面を添えて、これを都道府県に提出してしなければならない。

3) 法第三条第一項の規定による支援金(前条第二項に規定する加算額に係る部分に限る。()の支給の申請は、当該避難勧告等又は立入制限等が行われている期間が通算して三年を経過した日から起算して十二月を経過する日までに、申請書に、当該世帯が特定長期避難世帯であることを証する書面その他内閣府令で定める書面を添えて、これを都道府県に提出してしなければならない。

四 住宅の補修若しくは建設が完了し、又は住宅の購入をするまでの間一時的な居住の用に供する仮設住宅その他の物件又は施設の利用料

五 前各号に掲げるもののほか、住宅の賃借、補修、建設又は購入に必要な経費であつて内閣府令で定めるもの

(支援金の額の算定基準等)

第四条 法第三条第一号に掲げる世帯の世帯主に対する支援金の額は、全壊世帯にあっては第一号から第三号まで、大規模半壊世帯にあっては第二号及び第四号に掲げる経費ごとにそれぞれ当該各号に定めるところにより算出した額の合計額(当該合計額が三百万円を超える場合にあっては、三百万円)とする。

一 前条第一項第一号から第六号までに掲げる経費 世帯に属する者の数が一である場合又は二以上である場合の区分に応じて内閣府令で定める額の範囲内において当該世帯が支出した額

二 前条第一項第七号若しくは第十号又は第二項第一号若しくは第四号に掲げる経費 世帯に属する者の数が一である場合又は二以上である場合の区分に応じて内閣府令で定める額の範囲内において当該世帯が支出した額(当該経費ごとに内閣府令で定めるところにより算出した限度額を超えて支出したものにあっては、当該限度額を超えて支出した額を減じた額。第三項第二号及び第四項において同じ。)

三 前条第一項第八号、第九号又は第十一号に掲げる経費 世帯に属する者の数が一である場合又は二以上である場合の区分に応じて内閣府令で定める額の範囲内において当該世帯が支出した額(当該経費ごとに内閣府令で定めるところにより算出した限度額を超えて支出したものにあっては、当該限度額を超えて支出した額を減じた額。第三項第一号において同じ。)

四 前条第二項第二号、第三号又は第五号に掲げる経費 世帯に属する者

4 前三項の規定にかかわらず、都道府県は、被災地における危険な状況の継続その他やむを得ない事情により被災世帯の世帯主がこれらの規定に規定する期間内に法第三条第一項の規定による支援金の支給の申請をすることができないと認めるときは、その期間を延長することができる。

の数が一である場合又は二以上である場合の区分に応じて内閣府令で定める額の範囲内において当該世帯が支出した額（当該経費ごとに内閣府令で定めるところにより算出した限度額を超えて支出したもの）は、当該限度額を超えて支出した額を減じた額、第四項において同じ。）
2 法第三条第二号に掲げる世帯の世帯主に対する支援金の額は、全壊世帯にあつては前項第一号から第三号まで、大規模半壊世帯にあつては同項第二号及び第四号に掲げる経費ごとにそれぞれ当該各号に定めるところにより算出した額の合計額（当該合計額が百五十万円を超える場合にあつては、百五十万円）とする。この場合において、同項中「内閣府令で定める額」とあるのは、「内閣府令で定める額に百分の五十を乗じて得た額」と読み替へるものとする。

3 都道府県（当該都道府県が法第四条第一項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を法第六条第一項に規定する支援法人に委託した場合にあつては、当該支援法人。次項において同じ。）は、全壊世帯が第一項第一号から第三号までに掲げる経費に充てるため支出の必要があると認めるときは、その支出前においても、当該全壊世帯の世帯主に対し、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める範囲内で支援金を概算で支給することができる。

一 第一項第一号に掲げる経費 その支出の見込額又は法第三条第一号に掲げる世帯にあつては同項第一号の内閣府令で定める額から、同条第二号に掲げる世帯にあつては当該内閣府令で定める額に百分の五十を乗じて得た額から既に当該世帯が当該経費について支出した額を減じた額のいずれか低い額の範囲内

二 第一項第二号又は第三号に掲げる経費 当該経費ごとに、それぞれ、その支出の見込額又は法第三条第一号に掲げる世帯にあつては同項第二号又は第三号の内閣府令で定める額から、同条第二号に掲げる世帯にあつては当該内閣府令で定める額に百分の五十を乗じて得た額から既に当

該世帯が当該経費について支出した額を減じた額のいずれか低い額の範囲内

4| 都道府県は、大規模半壊世帯が第一項第二号又は第四号に掲げる経費に充てるため支出の必要があると認めるときは、その支出前においても、当該大規模半壊世帯の世帯主に対し、当該経費ごとに、それぞれ、その支出の見込額又は法第三条第一号に掲げる世帯にあつては同項第二号若しくは第四号の内閣府令で定める額から、同条第二号に掲げる世帯にあつては当該内閣府令で定める額に百分の五十を乗じて得た額から既に当該世帯が当該経費について支出した額を減じた額のいずれか低い額の範囲内で、支援金を概算で支給することができる。

(協議)

第五条 内閣総理大臣は、第三条第一項第一号から第三号まで若しくは第十一号若しくは第二項第五号又は前条第一項第一号から第四号までの内閣府令を定めようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

(内閣府令への委任)

第六条 この政令に規定するもののほか、この政令の実施のための手続その他必要な事項は、内閣府令で定める。

(内閣府令への委任)

第五条 この政令に規定するもののほか、この政令の実施のための手続その他必要な事項は、内閣府令で定める。

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>（政策統括官の職務） 第三条（略） 二（略） 三 次に掲げる事務 イ〜ヲ（略） ワ 被災者生活再建支援金（被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第三条第一項に規定するものをいう。）の支給に関する事 カ〜コ（略）</p> | <p>（政策統括官の職務） 第三条（略） 二（略） 三 次に掲げる事務 イ〜ヲ（略） ワ 被災者生活再建支援金（被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第三条に規定するものをいう。）の支給に関する事 カ〜コ（略）</p> |

被災者生活再建支援法施行令の一部を改正する政令案参照条文

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

（指定都市の権能）

第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市（以下「指定都市」という。）は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

- 一 児童福祉に関する事務
- 二 民生委員に関する事務
- 三 身体障害者の福祉に関する事務
- 四 生活保護に関する事務
- 五 行旅病人及び行旅死亡人の取扱に関する事務
- 五の二 社会福祉事業に関する事務
- 五の三 知的障害者の福祉に関する事務
- 六 母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務
- 六の二 老人福祉に関する事務
- 七 母子保健に関する事務
- 八 障害者の自立支援に関する事務
- 九 食品衛生に関する事務
- 十 墓地、埋葬等の規制に関する事務
- 十一 興行場、旅館及び公衆浴場の営業の規制に関する事務
- 十一の二 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務
- 十二 結核の予防に関する事務
- 十三 都市計画に関する事務
- 十四 土地区画整理事業に関する事務
- 十五 屋外広告物の規制に関する事務

災害救助法施行令(昭和二十二年政令第二百二十五号)

第一条 災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。)第一条に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。

- 一 当該市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。以下同じ。)内の人口に応じそれぞれ別表第一に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- 二 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第二に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であつて、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第三に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- 三 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第四に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかつた者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合であつて、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- 四 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であつて、厚生労働省令で定める基準に該当すること。

2 前項第一号から第三号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たつては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は二世帯をもつて、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつた世帯は三世帯をもつて、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

別表第一 (第一条関係)

| | |
|----------------------|-------------|
| 市町村の区域内の人口 | 住家が滅失した世帯の数 |
| 五、〇〇〇人未満 | 三〇 |
| 五、〇〇〇人以上一五、〇〇〇人未満 | 四〇 |
| 一五、〇〇〇人以上三〇、〇〇〇人未満 | 五〇 |
| 三〇、〇〇〇人以上五〇、〇〇〇人未満 | 六〇 |
| 五〇、〇〇〇人以上一〇〇、〇〇〇人未満 | 八〇 |
| 一〇〇、〇〇〇人以上三〇〇、〇〇〇人未満 | 一〇〇 |

| | |
|------------|-----|
| 三〇〇、〇〇〇人以上 | 一五〇 |
|------------|-----|

別表第二 (第一条関係)

| | |
|--------------------------|-------------|
| 都道府県の区域内の人口 | 住家が滅失した世帯の数 |
| 一 〇〇〇、〇〇〇人未満 | 一、〇〇〇 |
| 一 〇〇〇、〇〇〇人以上二 〇〇〇、〇〇〇人未満 | 一、五〇〇 |
| 二 〇〇〇、〇〇〇人以上三 〇〇〇、〇〇〇人未満 | 二、〇〇〇 |
| 三 〇〇〇、〇〇〇人以上 | 二、五〇〇 |

別表第三 (第一条関係)

| | |
|----------------------|-------------|
| 市町村の区域内の人口 | 住家が滅失した世帯の数 |
| 五 〇〇〇人未満 | 一五 |
| 五 〇〇〇人以上一五 〇〇〇人未満 | 二〇 |
| 一五 〇〇〇人以上三〇 〇〇〇人未満 | 二五 |
| 三〇 〇〇〇人以上五〇 〇〇〇人未満 | 三〇 |
| 五〇 〇〇〇人以上一〇〇 〇〇〇人未満 | 四〇 |
| 一〇〇 〇〇〇人以上三〇〇 〇〇〇人未満 | 五〇 |
| 三〇〇 〇〇〇人以上 | 七五 |

別表第四 (第一条関係)

| | |
|--------------------------|-------------|
| 都道府県の区域内の人口 | 住家が滅失した世帯の数 |
| 一 〇〇〇、〇〇〇人未満 | 五、〇〇〇 |
| 一 〇〇〇、〇〇〇人以上二 〇〇〇、〇〇〇人未満 | 七、〇〇〇 |
| 二 〇〇〇、〇〇〇人以上三 〇〇〇、〇〇〇人未満 | 九、〇〇〇 |
| 三 〇〇〇、〇〇〇人以上 | 一二、〇〇〇 |

(用語の定義)

第一条この政令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一〜二 (略)

三 構造耐力上主要な部分 基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材(筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう。)、床版、屋根版又は横架材(はり、けたその他これらに類するものをいう。)、で、建築物の自重若しくは積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるものをいう。

四〜六 (略)

災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)

(市町村長の避難の指示等)

第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

2 前項の規定により避難のための立退きを勧告し、又は指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先を指示することができる。

3 市町村長は、第一項の規定により避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は立退き先を指示したときは、すみやかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

4 市町村長は、避難の必要がなくなつたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。

5 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、当該市町村の市町村長が第一項、第二項及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。

6 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。

7 第五項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

(警察官等の避難の指示)

第六十一条 前条第一項の場合において、市町村長が同項に規定する避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求

があつたときは、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示することができる。前条第二項の規定は、この場合について準用する。

2 警察官又は海上保安官は、前項の規定により避難のための立退きを指示したときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

3 前条第三項及び第四項の規定は、前項の通知を受けた市町村長について準用する。

第四節 応急措置

(市町村長の警戒区域設定権等)

第六十三条 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市町村長の職権を行なうことができる。この場合において、同項に規定する市町村長の職権を行なつたときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

3 第一項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた同法第八条に規定する部隊等の自衛官(以下「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」という。)(の職務の執行について準用する。この場合において、第一項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

被災者生活再建支援法施行規則(平成十年総理府令第六十八号)

(令第四条第一項第一号の内閣府令で定める額)

第七条 令第四条第一項第一号の内閣府令で定める額は、次の表の上欄に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

| 世帯の区分 | 令第三条第一項第一号から第六号までに掲げる経費として必要な額 |
|-----------------------------------|--------------------------------|
| 一 その属する者の数が一である世帯(以下「単数世帯」という。) | 七十五万円 |
| 二 その属する者の数が二以上である世帯(以下「複数世帯」という。) | 百万円 |

2 前項の規定にかかわらず、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第六十条第一項及び第五項並びに同法第六十一条第一項に規定する避難のための立退きの勧告若しくは指示(以下この項及び次項において「避難の指示等」という。)(が行われ、又は同法第六十三条第一項(同条第三項に

において準用する場合を含む。)及び第二項に規定する警戒区域が設定された際に当該避難の指示等に係る地域又は警戒区域に居住していた者に係る令第二条第二号に掲げる世帯であつて、当該地域又は警戒区域に係る避難の指示等又は警戒区域の設定の期間が通算して三年を経過した日以後、同法第六十条第四項(同法第六十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定により避難の必要がなくなった旨の公示がなされた日又は警戒区域でなくなつた日(第十条第二項において「避難指示等解除日又は警戒区域解除日」という。)から起算して二年を経過する日までの間に、当該避難の指示等又は警戒区域の設定の際居住していた市町村の区域において自立した生活を開始するもの(以下「長期避難解除世帯」という。)の世帯主に対する支援金に係る令第四条第一項第一号の内閣府令で定める額は、前項の表の上欄に掲げる世帯の区分に応じそれぞれ規定する額と次の各号に掲げる当該世帯の区分と同一の世帯の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる額(令第三条第一項第一号、第二号、第四号又は第五号に掲げる経費として支出したものに限り。)との合計額とする。

- 一 単数世帯 五十二万五千円
- 二 複数世帯 七十万円

3 都道府県は、前項に規定する避難の指示等に係る地域又は警戒区域に居住していた者に係る令第二条第二号に掲げる世帯であつて、前項の期間内に、避難の指示等又は警戒区域の設定の際居住していた市町村の区域において自立した生活を開始することのできないやむを得ない事情があると認めるものについては、当該期間を延長することができる。

(支援金の申請等)

第十条 支援金の支給は、災害発生日から起算して次に掲げる経費の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる期間を経過する日までの間になされた被災世帯の世帯主の申請に基づき行うものとする。

- 一 令第三条第一項第一号から第六号までに掲げる経費 十二月
- 二 令第三条第一項第七号若しくは第十号又は第二項第一号若しくは第四号に掲げる経費 二十五日
- 三 令第三条第一項第八号、第九号若しくは第十一号又は第二項第二号、第三号若しくは第五号に掲げる経費 三十七日

2 前項第一号の規定にかかわらず、令第三条第一項第一号から第六号までに掲げる経費のうち第七条第二項各号に掲げる額に係るものに係る支援金の支給は、避難指示等解除日又は警戒区域解除日から起算して二十五日を経過する日までの間になされた長期避難解除世帯の世帯主の申請に基づき行うものとする。

3 都道府県(当該都道府県が法第四条第一項の規定により支援金の支給に関する事務の全部を法第六条第一項に規定する支援法人に委託した場合にあつては、当該支援法人)は、被災世帯の世帯主が申請することのできないやむを得ない事情があると認めるときは、第一項各号及び前項に掲げる期間を延長することができる。